

第 6080 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 11月 12日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ e-Tax の簡便化

Q：個人の確定申告がe-Taxの簡便化で使いやすいとなるとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

国税庁では、個人の確定申告がしやすくなるよう、e-Taxの簡便化を図っており、平成31年1月から次の2つの方式が使えるようになるとしています。

①マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを使ってマイポータルやe-Taxへログインすることで申告等のデータ送信ができる方式です。事前の開始届出書の提出は不要になります。

②ID・パスワード方式

税務署で本人確認を受けて発行されるIDとパスワードを使ってe-Taxを利用する方法です。マイナンバーがなくても利用できます。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレット（スマホ等）を使って所得税の確定申告書の作成ができるようになる予定となっています。

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する人は、スマホ専用画面を利用することができるようになり、マイナンバーカード及びICカードリーダライタを持っていなくても、スマホ等から申告書を作成して、ID・パスワード方式を利用して送信すれば申告が完了するようになります。

